

カナダにおける規制の政策評価に関する調査研究【事例1】

事例名：種子法における規制の改正

カナダ政府機関名：農務・農産食品省 影響度：低

(参考)

影響度	年間コスト	影響評価方法
高	1,000万カナダドル以上	定量化かつ金銭価値化が必要
中	100万～1,000万カナダドル	定量化(金銭価値化不要)
低	100万カナダドル以下	定性的に評価

【課題】

種子法では、カナダにおいて販売・輸入される種子の登録に当たり、負担軽減の観点から、登録前試験及びメリット評価の要・不要に関し3つの分類を設けている。

大豆油糧種子及び飼料について、利害関係者との議論の中で、両試験が必要な分類のままでは新たな品種の生産が遅れるといった課題が判明。

【規制改正の内容】

- 産業側のニーズ及び中小規模のビジネスに与える負荷を軽減するため、大豆油糧種子及び飼料の登録分類を移動し、登録前試験及びメリット評価の実施を免除

【費用】

0カナダドル
(年間)

【便益：109,515カナダドル（年間）】

登録前試験及びメリット評価を免除することで、利害関係者56社において両試験に要する行政手続コストが削減可能。

試験名	削減可能費用(カナダドル)
フィールド等で行う登録前試験 (品種の病原性を疫学的な視点から確認する試験)	73,636
メリット評価 (新たな品種の登録が既存の規制や法令に抵触しないかを確認する作業)	45,804

※ 両試験には求められる記録等に重複があるため、合計額の算出では重複分を考慮している。

過去5年に食品検査庁に登録していた利害関係者に規制遵守や行政手続に要する時間、職員数等を確認し、食品検査庁がコンタクトした32の事業者のうち、回答のあった6事業者の結果を平均して算出。

<便益に係る考慮要素>

- 食品検査庁への登録時に求められる試験が不要になることで、56の利害関係者のうち29を占める中小企業の記録・報告書の作成、データのレビューといった作業を削減可能。